

最終改正:

改正内容:令和3年6月23日告示第331号[令和3年7月1日]

○始良市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業(行政枠)」事務取扱要綱

令和3年6月23日告示第331号

始良市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業(行政枠)」事務取扱要綱

(目的)

第1条 この告示は、公益財団法人どうぶつ基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業(行政枠)の事務の取扱いに関し、「さくらねこ無料不妊手術事業」要領(平成25年2月1日制定。公益財団法人どうぶつ基金要綱)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) さくらねこ 飼い主又はその他の者によって不妊去勢手術が施され、手術済みのしるしに耳先を桜の花びらの形に切った猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術 オス猫の去勢手術及びメス猫の不妊手術(再手術を防止するための耳先カット手術を含む。)をいう。
- (3) 多頭飼育崩壊現場 猫を多頭飼育した飼い主の無秩序な飼い方による異常繁殖の末に飼育不可能となった現場をいう。
- (4) TNR活動 適切な方法で猫を捕獲し、運搬し、不妊去勢手術を施させ、捕獲した場所等に返す活動をいう。
- (5) ボランティア団体TNR活動の実績がある動物愛護団体をいう。
- (6) 地域猫活動 地域住民の理解を得た上で、住民又はボランティア団体もしくはその両者が、地域に住み着いた管理されていない猫に不妊去勢手術を施し、これ以上繁殖しないようにし、現在いる猫がその代限りで命を全うするまでその地域において適切に管理していく活動をいう。
- (7) チケット 公益財団法人どうぶつ基金が発行する行政枠用のさくらねこ無料不妊去勢手術チケットをいう。

(交付対象)

第3条 チケットの交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市内に生息する猫に不妊去勢手術をしようとする本市に住所を有する2人以上の個人又は本市に住所を有する者が少なくとも2人構成員として属する団体であって、次の各号のいずれかに該当する者又は団体とする。

- (1) 特定の猫の飼い主ではないが、給餌活動を行っている者又は団体
- (2) 多頭飼育崩壊現場における飼い主
- (3) ボランティア団体
- (4) 地域猫活動を行う者又は団体
- (5) その他市長が必要と認めた者又は団体

(交付対象とならないもの)

第4条 次の各号に掲げる猫については、交付対象としない。

- (1) 多頭飼育崩壊現場以外の飼い主のいる猫
- (2) 里親に出す予定の猫
- (3) 飼い猫にする予定の猫
- (4) 申請前に既に不妊去勢手術を受けている猫
- (5) その他チケットの利用が適当と認められない猫

(申請)

第5条 申請者は、市と事前に申請内容等を協議の上、始良市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業(行政枠)」チケット交付申請書(様式第1号)に始良市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業(行政枠)」チケット交付条件確認書(様式第2号)を添えて市長に申請するものとする。

2 前項の規定に関わらず、市長が適当であると認めた場合は、様式第2号の全部又は一部を省略することができる。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容の審査を行い、チケット交付の可否を決定し、始良市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業(行政枠)」チケット交付決定(不決定)通知書(様式第3号)により通知する。

(申請内容等の変更)

第7条 申請者は、第5条の申請内容(交付枚数は除く。)に変更が生じたときは、始良市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業(行政枠)」チケット変更承認申請書(様式第4号)により速やかに変更申請を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による変更申請を承認したときは、始良市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業(行政枠)」チケット変更交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知する。

(交付決定の取消及びチケットの返還)

第8条 市長は、チケットの交付決定を受けたもの(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合においては、第6条及び前条の規定による決定の全部又は一部を取り消し、既に交付したチケットの全部又は一部の返還を求めるものとする。

- (1) チケットの利用方法が不適当と認められるとき。
- (2) 虚偽の内容で申請していたとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

2 前項の場合において、市長は、始良市さくらねこ無料不妊去勢手術チケット交付決定取消及びチケット返還通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(活動報告及び利用しなかったチケットの返却)

第9条 交付決定者は、チケットを利用して不妊去勢手術を施したときには、始良市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業(行政枠)」チケット利用報告書(様式第7号)及びその他必要な書類により速やかに報告書を作成し、チケットの有効期限日後7日以内に市長に報告するものとする。

2 交付決定者は、交付されたチケットのうち、有効期限内又は有効期限を経過しても利用しなかったチケットは、速やかに市長に返却するものとする。

(協力依頼)

第10条 市長は、この事業を実施するにあたり、必要に応じて関係各機関及びTNR活動等に精通しているボランティア団体等に意見を求めることができる。

(免責)

第11条 市長は、交付されたチケットの利用を目的として行われたTNR活動又はその他関係する住民や団体、動物病院等との間に生じた事故や費用等について、一切の責任を負わないものとする。

(雑則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

---

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

始良市長 殿

申請代表者 住 所  
氏 名  
連 絡 先  
所属団体

始良市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業  
（行政枠）」チケット交付申請書

始良市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」事  
務取扱要綱第5条に基づき、下記とおり申請します。

記

1 活動者

| 氏名 | 住所 | 連絡先 | 所属団体 |
|----|----|-----|------|
|    |    |     |      |
|    |    |     |      |
|    |    |     |      |
|    |    |     |      |
|    |    |     |      |

※ 個人にあつては、始良市内在住者2人以上とする。

※ 団体にあつては、その構成員に2人以上始良市内在住者を含むものとする。

2 捕獲場所

3 申請枚数

4 使用予定の動物病院

病院名

所在地

5 TNR活動協力者

| 氏名 | 住所 | 連絡先 | 所属団体 |
|----|----|-----|------|
|    |    |     |      |
|    |    |     |      |
|    |    |     |      |

※ 上表と同様の場合は、記入不要

様式第2号（第5条関係）

始良市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業  
（行政枠）」チケット交付条件確認書

1 交付条件

- チケットの利用にあたりその捕獲、運搬及び手術に伴う事故や費用の発生、地域住民や TNR 活動の協力者等との問題等が生じた場合は、その一切の責任を負い、誠意をもって対応する。
- チケットの利用に伴う TNR 活動について周辺住民に対して十分な期間をもって説明を行い、活動への理解と承諾を得る。
- チケットを利用した後の適切な管理活動（次の給餌方法・ふん尿の後始末等）を徹底して行う。

2 餌の与え方

- ・ 餌は時間と場所を決め、必要な量だけを対象の猫のみに与える。
- ・ 置き餌（餌の放置）はせず、給餌中は見守り、対象の猫が食べ終えたらすぐに片付ける。

3 トイレの設置・ふん尿の清掃

- ・ 猫のトイレを設置し、日常的にふん尿の回収・清掃を行う。
- ・ トイレ以外にしたふん尿について、定期的に回収・清掃を行い、周辺地域の清潔を維持する。

4 さくらねこの理解普及

- ・ 不妊去勢手術の際には、猫の耳先をV字カットすることに同意する。
- ・ 耳先にV字カットが入った猫は、不妊去勢手術済みであることを必要に応じて近隣住民に説明し、その猫がその場所で一生を全うするまで見届けてもらえるよう理解普及に努める。

5 チケットの取扱

- 交付したチケットの枚数に関わらず、捕獲した猫全頭に不妊去勢手術を施す。また、その際に生じた費用等については、申請者の負担とする。
- チケット利用後は速やかに報告書等を作成し、チケットの有効期限日後7日以内に報告する。
- その他、市やどうぶつ基金等からの指示や指導等があった場合は、速やかに対応する。
- 周辺住民等から苦情があった場合、責任を持って対応する。

チケットの交付申請にあたり、以上の条件を確認し、遵守します。

年 月 日

申請代表者 住 所  
氏 名  
連絡先  
所属団体

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

始良市長 殿

申請代表者 住 所  
氏 名  
連 絡 先  
所属団体

始良市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業  
（行政枠）」チケット変更承認申請書

始良市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」事  
務取扱要綱第7条第1項に基づき、下記とおり変更申請します。

記

- 1 変更前申請  
許 可 日  
許 可 番 号
  
- 2 変更内容  
変更前  
  
変更後
  
- 3 変更理由

始良市長 殿

申請代表者 住 所  
氏 名  
連 絡 先  
所属団体

始良市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業  
（行政枠）」チケット利用報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあったチケットを利用したので、  
始良市「公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」事務  
取扱要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付対象者
  
- 2 TNR 活動者
  
- 3 チケットを利用した日
  
- 4 チケットを利用した動物病院
  
- 5 利用済チケット及び未利用チケット  
利用済チケット 枚  
未利用チケット 枚

6 利用の詳細

| 番号 | 毛色・特徴 | 性別 | 手術日 | チケット番号 | 動物病院名 | 捕獲場所 |
|----|-------|----|-----|--------|-------|------|
| 1  |       |    |     |        |       |      |
| 2  |       |    |     |        |       |      |
| 3  |       |    |     |        |       |      |
| 4  |       |    |     |        |       |      |
| 5  |       |    |     |        |       |      |
| 6  |       |    |     |        |       |      |
| 7  |       |    |     |        |       |      |
| 8  |       |    |     |        |       |      |
| 9  |       |    |     |        |       |      |
| 10 |       |    |     |        |       |      |
| 11 |       |    |     |        |       |      |
| 12 |       |    |     |        |       |      |
| 13 |       |    |     |        |       |      |
| 14 |       |    |     |        |       |      |
| 15 |       |    |     |        |       |      |
| 16 |       |    |     |        |       |      |
| 17 |       |    |     |        |       |      |
| 18 |       |    |     |        |       |      |
| 19 |       |    |     |        |       |      |
| 20 |       |    |     |        |       |      |